

開 会

【山本総務課長】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会第23回計画部会を開催させていただきます。

私は国土計画局総務課長の山本でございます。本日はお忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。前回と同様に、会議及び議事録ともに原則公開することとし、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

議事に入ります前に、資料を確認させていただきます。お手元の資料をごらんください。

議事次第に続きまして、資料1に計画部会委員名簿、続いて資料2-1といたしまして国土形成計画に関する報告（素案）、資料2-2に国土形成計画関係参考図表、資料3-1といたしまして国土利用計画に関する報告（素案）、資料3-2に国土利用計画関係参考図表、資料4に計画部会の検討スケジュール（案）、参考資料1といたしまして国土形成計画に関する報告（素案）の構成図、参考資料2に国土形成計画に関する報告（素案）の概要、参考資料3に国土利用計画に関する報告（素案）の要点、最後に参考資料4といたしまして国土利用計画に関する報告（素案）の概要をつけております。以上の資料につきまして不備がございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、以後の議事は部会長をお願いいたします。

【森地部会長】 お忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第をごらんください。本日の議題は、（1）最終報告に関する調査審議③、それから2番目がその他の、2点でございます。本日は、最終報告に関する調査審議の3回目として、国土形成計画に関する報告（素案）及び国土利用計画に関する報告（素案）について調査審議いただきたいと思っております。

まず、国土形成計画に関する報告（素案）について事務局より説明をお願いし、その後、ご議論いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【鳥飼総合計画課長】 それでは、まず、国土形成計画（全国計画）に関する報告（素案）につい

て40分ほどお時間をちょうだいいたしましてご説明を順次させていただきたいと思います。

まず、全体を俯瞰していただくために、参考資料1、A3の大きな1枚紙でございますが、これをごらんいただきたいと思います。構成図でございます。

全体の構成につきましては、2月15日の第1回最終報告検討会、そして第2回、3月6日の計画部会でご検討いただきましたものを踏襲した形になっております。すなわち、第1部は「計画の基本的考え方」といたしまして、中間とりまとめで整理していただいたものを基本としてさらに発展させたものとなっております。

第1章「時代の潮流と国土政策上の課題」は、ほぼ中間とりまとめを踏襲してございます。

第2章「新時代の国土構造の構築」、新しい国土像、これは本文でも後ほど見ていただきますが、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」、こういうようなことをさらに発展的に加えさせていただいております。また、「自立的な広域ブロック形成に向けた国と地方の協働」という中に、地方分権等の環境整備等、幅広い観点を加えさせていただいております。また、2月15日のご議論で整理していただきました計画期間につきましては、今後、おおむね10年間とさせていただいたところでございます。

次に第3章「新しい国土像実現のための戦略的目標」でございますが、これは中間とりまとめで整理していただいた5つの目標の考え方、それをそのまま引き継いでおります。ただし、今回は、第2部が入ってまいりますので、その記述との関係で整理をし、読みやすい形にしているところがございます。

次に、第2部「分野別施策の基本的方向」、真ん中下の欄でございます。これにつきましては、国土形成計画法の中に法定計画事項が8号までございます。これをきちんと記述するというパートでございます。後ほど各章ごとにご説明させていただきたいと考えます。

そして、第3部「広域地方計画の策定・推進」でございます。これは、これまでの全総計画と異なり、全く新しい形式として考えていただいている部分でございます。特に第2章でございますが、「独自性のある広域地方計画の策定」をそれぞれの地元で進めていただく、そのためのメッセージともいえるものでございます。

全体構成については、以上でございます。

次に、素案本文を用いまして何点かご説明をさせていただきたいと思います。素案本文は、資料2-1でございます。

まず、第1ページをごらんください。

資料2-1「国土形成計画（全国計画）に関する報告（素案）」でございます。1ページをめくっ

ていただきますと、「はじめに」が出てまいります。「はじめに」の最初の段落の一番末尾、「本報告は、国土形成計画全国計画に位置付けるべき内容に関する計画部会における報告の国土審議会への最終的な報告としてとりまとめたものである」と、ここは、今はとりまとめているという状況でございますけれども、最終的にはこういう文言でいかかがと。そこで、とりまとめに当たって計画部会として特に留意した点ということで、①から④は中間とりまとめのときに整理していただいたものを引き続き載せさせていただいております。11月16日にまとめていただいて以降、約半年たちますが、この4つのポイントということで対外的にも非常に評価が高くなっているのではないかと私自身は考えております。今回は、これに加えて、最後に2行でございます。「また、全国を通じて、全国計画に引き続く広域地方計画の策定に向けて、広域地方計画がそれぞれに地域の特徴を生かした独自性の高い計画として検討が進むよう留意した」、こういうことでございます。

次に、第8ページをお願いいたします。

第8ページでございますが、第2章「新時代の国土構造の構築」が出てまいります。この新しい国土像について、中間とりまとめのときも重々ご議論していただいたところですが、重要なメッセージだと思いますので、もう一度読み上げさせていただきます。一部グレードアップをしたところもございます。「新時代の国土構造の構築にあたっては、前述したような環境の変化を足がかりとして、広域地方計画区域等を一つの単位とする広域ブロックが、東アジアを始めとする諸地域との交流・連携を進めつつ、その有する資源を最大限に生かした特色ある地域戦略を描くことによって、地域全体の成長力を高めていく。これによって、各広域ブロックが、活力ある経済と豊かさが感じられる生活環境の実現を目指し、自立的に発展する国土構造への転換を図る。多様な特色を持つこれらのブロックが、東京との関係に過度に依存することなく相互に交流・連携し、その相乗効果により活力ある国土を形成していく」、これが活力の観点です。

次に、「また、山紫水明の景色や都市のにぎわいなど互いに異なる特色を持つ地域が、それぞれの魅力を発揮し、相互に補い合って重層的に国土を形成するという地域間の互惠関係を維持発展させつつ、良好な自然環境や美しい景観の形成、安全かつ快適でゆとりある生活空間の形成、環境負荷の低減、ユニバーサルデザインの理念に基づく取組の推進等を図り、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」へと再構築していく。これにより、美しさと、安全面や環境面も含めた暮らしやすさを兼ね備えた国土を形成していく」。

次の2つの段落は、ブロックの内外の書き込みでございます。「このため、広域ブロックの外に向かっては、『アジアに開かれた国土』を目指して、それぞれの広域ブロックと東アジア等諸地域との交流・連携を進めるとともに、東アジアの中での地域の個性と魅力」「日本海及び東シナ海の活用に

向けた広域的な取組の推進等、東アジアを意識する国土構造に転換を図っていく」。

続きまして、ブロックの内部でございます。「ブロックの成長のエンジンとなり得る都市及び産業の強化を促していくとともに、相互依存・補完関係にあるブロック内の各地域が、互いに交流・連携を促進し、固有の文化・伝統・自然条件等に根ざした多様な地域特性を発揮していく。これによって、人口減少・高齢化が進展する中でも安定した経済成長を図っていく。また、各地域において多様な主体の協働を促進し、経済力だけでなく文化面や社会面も含めた地域力（地域の総合力）の結集を図るとともに、安心して住み続けられる生活圏域を形成していく。

これらにより、人々の国土に関する空間的視野を、市町村から広域の生活圏域へ、都道府県から広域ブロックへ、日本国土から東アジアへと拡大していく」ということでございます。

「以上の考え方に基づき」ということで、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく暮らしやすい国土の形成を図ることを本計画の基本的な方針とする」と。基本的な方針は、法律の要件でございます。

次に、9ページの下、第2節に参ります。

「計画期間」でございます。具体的には、その次の10ページをごらんいただきたいと思いますですが、少しすき間があいて、「このため」で始まります。「この計画は、21世紀前半期を展望しつつ、今後概ね10ケ年間ににおける国土形成に関する基本的な方針、目標及び全国的見地から必要である基本的な施策を示すこととする」と、させていただいております。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。

第3章冒頭の柱書きでございます。第3章「新しい国土像の実現のための戦略的目標」でございます。「多様な広域ブロックが自立的に発展するとともに、美しく暮らしやすい国土の実現を目指し、この計画では、『世界に発展するシームレスアジアの形成』、『持続可能な地域の形成』、『災害に強いしなやかな国土の形成』、『美しい国土の管理と継承』及び『「新たな公」を機軸とする地域づくり』を戦略的目標として掲げ、多様な主体の協働によって、効果的に計画を推進する」としております。中間とりまとめでまとめていただきました5つの戦略を継承しております。「計画目標」ということにここが対応する部分と考えております。

次に、第34ページをお願いいたします。

第34ページから第2部「分野別施策の基本的方向」が始まります。ここで各章ごとにご紹介させていただきますが、それに先立ちまして、構成の考え方について冒頭述べてございます。「第1部で示された新しい国土像と戦略的目標の実現のためには、各分野の施策が相互の連携をもって効果的に実施される必要がある。このため、第2部では、この計画の推進のために必要な基本的な施策を政策

分野別に示すこととする」としております。

以下、中間とりまとめ、あるいは、第1部で示しております戦略的目標の3つのカテゴリとの対応を整理しております。すなわち、「まず、グローバル化や人口減少という時代の潮流に対応した国土の形成の観点」ということを整理していただきましたが、これを中心として第1章から第4章を構成する。内容としては、暮らしと経済活動を支える地域の整備、産業、文化、観光、交通・情報通信、このようなことがこちらに整理されるであろうと。

次の段落でございますが、「次に、これまでも営々と取り組んできた安全で美しい国土の構築の観点を中心として、第5章から第7章では、人々の営みの基盤となる防災、国土資源、環境保全及び景観形成等に関する基本的な施策を示す」。最後に、第8章、「横断的な視点から、『新たな公』による地域づくりの実現に向けた基本的な施策を示す」ということで、第1部の5つの戦略との対応関係と法律に基づく分野別施策の全項目の書き尽くしということについての連結を図った次第でございます。

以下、第1章から順繰りにご説明を申し上げたいと思います。

【阿部企画官】 総合計画課の阿部と申します。1章から3章までご説明申し上げます。

34ページの真ん中から始まっておりますのが、第1章の「地域の整備」でございます。41ページまでの最初の2つの節におきまして、住まい、暮らし、都市、というような、いわば総論的な事項を扱っております。「良質な住宅ストックの形成」から始まりまして、「居住環境」「コミュニティ」「生活圏」「都市圏」「大都市」「都市圏の連携」というように、徐々に視野を広げるような構成で書いてございます。

これまでの計画との違いでございますが、従来は人口規模で類型化した都市の区分に応じて、あるカテゴリの都市では国際交流基盤や高規格幹線道路の整備が必要ということ。別の区分では、情報通信基盤や下水道というようなことを言っていたのに対し、今回は、第1部で「時代の潮流」と言っております社会の変化を踏まえたときに必要な取り組みを、基本的には人口規模によらずに分野ごとに示していることでございます。具体的には、長持ちする、良質な住宅ストック形成や、住宅セーフティネット構築、景観、水、緑、歩いて暮らしやすい、安心・安全集約的都市構造、生活圏域、都市圏の形成、都市の再生、大都市リノベーション、環境、防災などがございます。全体として、暮らしやすさや活力維持の重要性、そのための都市や地域の連携の必要性を強くうたっております。

40ページの環境と防災について後ほど説明がございましたが、今回の計画では、別途、章が独立しかなり詳細に述べられておりますので、この部分では、簡単に簡潔に扱っております。

続いて、節が3つございます。41ページから44ページの「農山漁村」では、生活の快適性、安

全性の確保、それから、生活基盤と生活環境の一体的な整備、42ページに参りますと、良好な景観、中山間地域の役割、43ページでは活性化のための新たな取り組み、その後では都市との共生・対流の推進、というようなことを述べております。

次に、44ページから46ページでございますが、このあたりでは二地域居住、それから外部人材の誘致など、地域間の交流・連携や人の誘致移動を扱っております。後ほど説明がございましたけれども、第8章でまとめて述べております「新たな公」の力も活用しつつ、交流・連携、情報発信など、地域づくりに資する取り組みを行っていくべきと述べております。特に二地域居住など、地域への人の誘致について具体的取り組みの切り口を提示するとともに、専門的能力を有する外部人材の確保の必要性や、移動する側、受け入れる地域側の仲介機能を果たす情報プラットフォームの整備についても言及しております。

46ページから49ページは、離島など地理的・自然的・社会的条件の厳しい地域でございます。

次に、50ページをお開きになっていただきたいと存じます。

産業の関連でございます。60ページまでかけて4つの節がございます。イノベーションを支える科学技術、産業と雇用、農林水産業、エネルギーでございます。

最初のイノベーションにつきましては、今後、人口減少が避けられないことから、生産性の向上が必要不可欠であるということを念頭に置きまして、研究施設など基盤の整備やシステム改革、こういうことを含めまして科学技術によるイノベーションの創出に言及しております。

51ページの下からの産業と雇用でございますが、工業立地規制に係る権限の移譲、規制緩和やインフラ整備を含む産業立地環境の整備や、地域に密着した産業の重要性、サービス産業の活性化、それから、人材供給面での国による制度的対応などを述べております。

54ページから59ページの農林水産業でございますが、まず、食料の安定供給についてのべた上で、55ページ以降、農業について、まず担い手の確保と育成、競争力の強化、輸出の促進、そういうようなことに触れた上で、57ページでございますが、林業・木材産業につきましては、その一体的な再生、木材利用の推進、それから、58ページの下に参りまして、水産業につきましては、水産資源の適切な管理と国際競争力の強化が重要であるということを述べております。全体として、農林水産業の担い手の集約化、体質強化、競争力の強化を前面に出した記述でございます。

59ページ、下からのエネルギーにつきましては、国内の各地域や住民の参加による取り組みを含め、より高度なエネルギー需給構造の実現に向けての努力の重要性を述べております。

続いて61ページからの文化及び観光でございます。文化と観光、それぞれ分けて扱っておりますが、まず、文化につきましては、第1節の柱書きにおいて文化を心豊かで活力にあふれる社会を実現

するために不可欠な我が国の資源であると位置づけた上で、62ページに参りまして、(1)では個性豊かな地域文化を守り、伝え、つくり、そして地域づくりに生かしていく視点を記述してごさいます。地域においてはぐくまれた景観を1つの文化財と位置づけ、民間と行政の協働により私的利益の追求と調和を図るべき、というようなことも書いてごさいます。

63ページの(2)におきましては、文化芸術活動への参加の機会を充実させること、地域スポーツの振興なども内容としております。

64ページでございしますが、(3)では異なる文化同士が交流することの意義を述べた上で、若い世代が積極的に文化交流の機会に接するべきとっております。

(4)におきましては、文化芸術活動を支える環境整備について扱っておりますが、地域の多様な主体によって文化芸術活動を支えるべきであるとして、文化を次の世代へ継承する子供たちを積極的にそういう活動に参加させることや、大学や企業の果たすべき役割についても述べております。

最後の(5)でございしますが、最近の新しい動きあるいは発想として、「新しい日本文化の創造・発信」というタイトルをつけておりますが、映画、音楽、ゲーム、漫画、アニメ、キャラクターというようなものを例示しながら、「クール・ジャパン」というような文化力の発信は日本のソフトパワーにも一役買っているので、環境整備が必要ということで締めております。新しい点は、文化の保存とか、活用とか、発信という、従来の枠にとどまらず多様な参加者が文化を通して愛着や誇りを持つ地域づくりに参加するという視点など、産業的な活用が強調されている点でございします。

それから、最後、65ページの下から観光による地域の活性化でございします。観光でほぼ1つの章を設けているような形になってございしますが、最初の前章と同じような独立した扱いでありまして、内容的には、前回のグランドデザインでの文化の創出と地域の活性化を図るために観光を振興するというような視点に加えまして、昨年制定されました観光立国基本法の整理に従って日本の国外からの人の呼び込みということを強く意識しまして、(1)におきましては、景観とか施設の配置なども含めた観光地の再生、広域観光ルートの設定など、地域の特色を生かした国際競争力ある観光地づくりなども言っております。

66ページでございしますが、(2)では地域の創意工夫による地域発の新しい観光スタイルの創出ということでありまして、長期滞在とか、産業観光とか、そういうものも含めて考えております。それと、そのための人材育成が重要であると言っております。

最後、67ページでございしますが、国際観光交流と、これを通じた文化力の向上について述べております。

3章までは以上でございします。

【小野計画官】 それでは、4章以降の4章、5章のご説明を申し上げます。

まず第4章の「交通・情報通信体系に関する基本的な施策」の記述でございますが、素案準備の都合上、次回以降のご議論とさせていただきたく予定でございます。

69ページをごらんいただきたいと存じます。

第5章の「防災に関する基本的な施策」についてのご説明でございます。ここでは、我が国が災害による被害が発生しやすい国土構造を有していること及び人口減少などの進展に伴うコミュニティの弱体化や近年の災害の激甚化が進展していることから、被害を最小限に食いとめる減災の考え方を重視するという立場に立ちまして、ハード整備と一体的なソフト対策への取り組み、自助、共助、公助のバランス、長期的視点に立った災害に強い国土空間のあり方などについても記述しているところでございます。

まず、第1節の「総合的な災害対策の推進」では、効率的で効果的な防災施設の整備推進策として、災害に強い施設の整備や既存ストックの防災水準の底上げ、リダンダンシーにすぐれた交通・情報通信ネットワークの形成、広域防災拠点の整備の推進、また、防災対策の高度化に向けた情報通信基盤の活用についても記述しております。

70ページの「減災を目的としたソフト対策の推進」では、平常時における災害予防の実施と迅速な応急対策に向けた準備を行う「事前システム」、災害への的確な対応と応急対策を実施するための「事中システム」、応急対策に基づき国民の安全と安心を確保し、かつ、災害復興を実施するための「事後システム」について、それぞれの基本的な施策のあり方を記述しております。

71ページの「広域体制及び地域防災力の構築」では、大規模な災害に的確に対応するためには、広域的な防災危機管理体制の形成と地域防災力の強化が重要であると、このような立場から事業継続計画、BCPの作成でありますとか、ライフラインなどの多重化・多元化、バックアップ体制の強化、条件不利地域の孤立対策の実施、災害防災研究のための国際的な枠組みづくり、防災生活圏の強化などについて記述しております。

72ページの「災害に強い国土空間の形成」では、災害リスクの減少に向けてハザードマップを活用した災害に強い地域ビジョンの作成や密集市街地におけるオープンスペースの確保などの施策の推進を記述しております。

また、第2節でございますが、ここではさまざまな自然災害に的確に対応するための具体の施策について少し詳述しております。73ページをごらんください。

まず、地震・津波対策といたしましては、施設の耐震強化や東海・東南海・南海地震対策、首都直下型地震に対する中枢機能の確保、津波対策などの推進を、また、74ページの風水害・豪雪・高潮

対策では、大規模な浸水に備えた輪中堤などの整備でありますとか、既存ダム群の再編成、森林と農業の多面的機能の活用、その他都市型水害や雪害、高潮対策の推進について記述を行っております。

75ページに火山噴火対策がございます。ここでは、被害軽減に向けた避難対策や住民などの意識啓発、火山噴火予知技術の向上、火山現象に関する情報伝達、被害があった場合の応急復旧対策などの記述を行っておるところでございます。

以上で第5章の説明を終わらせていただきます。

【深澤計画官】 では、引き続きまして第6章以降、私からご説明します。76ページをお開きください。

第6章では、土地、水など、我が国の貴重な国土資源や海域の管理のあり方につきまして、流域、あるいは渇水、あるいは森林、農用地、海域、あるいは国土の国民的経営、このような観点から記述をしてございます。

77ページに参りますと、流域の中でまず「健全な水循環の構築」でございます。そのためには水源涵養、あるいは地下水管理、78ページに参りまして水の効率的利用と水質の話、それから水辺の再生、例えば環境用水の確保などがございます。あるいは、流域連携の推進ということで79ページの真ん中ぐらいには、例えば閉鎖性水域に流入する複数流域圏間の連携といった広域的な取り組みなどが述べられております。

第2に、「総合的な土砂管理の推進」でございます。これは、ページの下の方で土石流対策など土砂流出を防止する対策から始まりまして、80ページに参りまして、土砂を下流へ適切に流すことができる砂防堰堤、あるいはダムの代謝計画の見直し、砂利採取の適正化、砂浜の回復、さらには関係機関の連携強化といった、まさに山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理対策について述べてございます。

次に81ページに参りまして、渇水への備えでございます。毎年の降水量の変動幅が大きくなる傾向にあるという認識のもと、水系によっては施設整備あるいはダム群連携などの既存ストックの有効活用が必要と述べております。

82ページに参りまして、水資源関連施設の維持管理・更新を述べております。

次に森林でございます。森林につきまして、さまざまな問題が懸念されている中で、多様で健全な森林の整備と国土の保全について述べてございます。そのため、針広混交林化あるいは長伐期化、より自然に近い森林整備ですとか、83ページ以降、間伐の必要性、あるいは研究技術開発、あるいは保安林として計画的な指定を進めるなど、適切な管理、このようなことについて述べられております。

84ページに参りまして、次は農用地の利用増進でございます。農用地の利用増進は、まず優良農地の確保が本丸でございますが、それに加え、市民農園としての利用など、多様な形態の農用地の利用により農業空間の維持を図るということでございます。

以上、森林と農用地、ここでも述べました。前のほうで農山漁村の問題、それから農林水産業の問題、ここで資源管理論としての森林・農地の問題、3つの切り口で記述したところでございまして、それぞれ書き分けを行ったところでございます。

第5節、85ページは、海域の問題でございます。基本的な考え方としまして、国家的権益の確保、あるいは国際的な強調・協力というような基本的な考え方のもと、(1)でまず海をどう利用するかという観点から、国際海上輸送の確保、あるいは国際競争力の向上について記述するとともに、86ページに参りますと、今度は一転して「市民に開かれたウォーターフロント」、このような観点から海の使い方について記述してございます。

(2)は海をどう保全するかということでございます。当然、高潮・津波対策などの防災対策、あるいは下のほうで総合的な沿岸域管理の問題について記述してございます。

87ページに参りますと、「『国土の国民的経営』に向けた施策展開」でございます。耕作放棄地など国土の管理水準の低下が懸念されている一方で、多様な主体が国土の管理に関心を持ち、積極的なかわりを持つ動きが出てきております。今後の国土管理におきまして、こうした動きを積極的にとらえ、新たな国土管理の仕組みとして加えていく、組み込んでいくことが必要であると申しております。

そのためには、まず農林業の本来の営みを十分に活用することが前提でございます。その上で、多様な活動者への情報提供などの支援、あるいは88ページに参りまして参加手法の多様化、何も森林にそのまま自分で出かけて木を切るということだけではなく、寄附や資材の提供など間接的なやり方もいろいろございます。このような国土管理の意義・必要性につきまして国民運動などを起こしていく必要があるということでございます。

それから、89ページ、7章は、環境と景観でございます。キーワードは「循環型社会の形成」「生態系の維持・形成」「景観」ということでございます。

「地球温暖化防止の推進」の観点から、90ページにかけまして、例えばヒートアイランド対策等を通じた省CO₂型の地域づくり、公共交通機関の利用促進などが述べられております。

90ページの下の方は循環型社会の形成ということで、91ページ、例えば3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などが述べられております。

国際的な取り組みの推進も述べられております。

92ページに参りますと、「大気・土壌対策等の推進」ということで、例えば風力やバイオマス等の新エネルギーの活用ですとか、有害物質の排水規制・地下浸透規制などが述べられております。

93ページは、「健全な生態系の維持・形成」でございますが、何といたってもエコロジカル・ネットワーク、森林、農地、都市内緑地・水辺等々を有機的に結び、これを通じて自然の保全・再生を図っていくということでございます。この場合、広域ブロック程度の広がりが必要であると申しております。他方、人と動物とのあつれきの防止という観点からの記述をしております。

94ページに参りますと、里地里山はごらんのようなことが述べられております。

95ページに参りますと、「良好な景観等の保全・形成」ということで、地域における人の営みと自然の営みの調和を重視するという「ランドスケープ」の考え方を紹介した上で、(2)で地域の個性ある景観の形成を図っていく、そのために、96ページに参りまして、例えば地方公共団体による景観計画の策定、あるいは景観に配慮した社会資本整備のための景観アセスメントの推進ということを書いております。

以上です。

【野村参事官】 第2部の最後、第8章でございますが、こちらでは、第1部で提唱いたしました「新たな公」の考え方について、それが地域づくりの理念として定着し、地域経営の仕組みとして実現に向かうよう、その道筋・方策について述べております。

まずは97ページ、第8章柱書きで「新たな公」の考え方に基づく地域づくりの意義を整理しております。そして、第1節においては、「新たな公」の考え方に基づく地域づくりの担い手の確保とその活動環境の整備について言及しております。すなわち、まずは「新たな公」の意義とか、あるいは住民組織への参加に対する意識の醸成を図ることの必要性を述べ、学校教育等を通じて啓発を図るとともに、さまざまな形で地域づくりへの参加の機会を確保して、さらには地域においても担い手となる人材の育成を図るべきとしております。また、公共施設管理などの分野において住民参加の機会を組み込むことの必要性についても述べております。

98ページに参りまして、その中ほどのところに中山間地域に関する記述が出ておりますけれども、従来、その地縁型コミュニティが地域活動を支えてきた中山間地域について、いわゆる人口減少や高齢化の進行の中で、近隣集落や、民間事業者、NPOなどの多様な主体が参画する新たな協働の仕組みを構築する必要性に言及してございます。

さらに98ページ後半部分では、民間主体による継続的な活動は資金面でもまずは住民など地域が支えるべきであり、立ち上げ期などにおいては行政の支援も必要である旨を述べております。「新たな公」の考え方による地域づくりが決して無償のアウトソーシングという意味ではない趣旨を、ここ

で確認しております。さらに多様な民間主体の活動を支えるために、行政からも独立した中間的な支援組織の必要性を指摘してございます。

99ページ、第2節に移ります。こちらでは、道路、河川、港湾等の国土基盤について、これからは多様な主体の発意を生かしたマネジメントを行い、そして、それを暮らしやすい地域づくり等に結びつけていくということを指摘しております。このため、行政による管理を基本としながらも、多様な主体が多様な観点に立って、自発的、積極的に国土基盤のマネジメントに参画することを提唱しております。

引き続き第3節、こちらでは民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくりについて具体的な方策を提示しております。

まずは(1)、ここでは競争力の高い地域資源を発掘し、再評価し、そして、それを磨いた上で外部へ積極的に発信することを述べております。大学など、外部からのノウハウの導入、これは100ページに入っておりますけれども、一次産業の、二次産業・三次産業との複合化などを進め、高付加価値化・差別化を図ること、あるいは、外部への発信に情報通信技術を活用すること、地域への定期的訪問等を行う外部サポーターを確保すること等に言及してございます。

(2)は地域づくりの担い手の確保でございます。地域づくりに当たって地域外部の専門的な人材の活用など外に開かれた取り組みを進めること、あるいは、若年世代、外国人などを幅広く巻き込んでいくこと、世代や国籍などを超え、多様な主体が緩やかに結びついた組織化を進めることを提唱しております。さらに、地域コミュニティ再生における情報通信技術の活用、さらには、いわゆるICTリテラシーの向上に向けての取り組みの必要性についても言及しております。

(3)は地域づくりに係る資金の確保でございます。地域のお金が必ずしもその地域に投資されていない状況などを踏まえて、地域の投資が実感を伴いながら地域へ再投資される仕組みを形成すべきことに言及してございます。(3)では、以下、資金面で地域づくりを支える具体的な手法について言及してございます。これらの手法については、それを担う主体も、例えば金融機関や企業という伝統的な主体から、NPOあるいは個人という草の根的な主体まで多様でありますけれども、いずれも地域への思い、そして「志」が込められた投資を地域の中で回す仕組み、例えて言うとお金の地産地消の仕組みとして提唱してございます。

(4)においては、「新たな公」の考え方に基づく地域づくりを進めていく中での行政の役割に確認しております。すなわち、地域づくりをみずから牽引するという形から、民間主体の発意を誘導・サポートする方向へとシフトすること、そして、行政主体の中では基礎的自治体としての市町村がまずは多様な主体との協働を推進すること、都道府県は広域的観点から業務を担うこと、国はそれらと

の連携のもとに新たな地域社会像の形成に向けて誘導・支援を行い、あるいは競争の環境整備を行うことへと軸足を移していくことについて言及してございます。さらに、維持・存続が危ぶまれる集落においては、集落機能の統合・再編成などを含めた暮らしの将来像について住民合意の形成を図りながら、暮らしを支えるサービスの提供などについて民間の力も生かしながら必要な支援を行うこと、管理水準が低下した家屋や農用地、森林などについて、管理・活用のための工夫を検討・支援していくことについて言及してございます。

102ページに入っておりますが、で、102ページの最後のほうで、諸条件の不利性が大きな地域については、当該地域の実情に応じた後押しを国の役割として締めてございます。

【鳥飼総合計画課長】 続きますで次の103ページ、第3部「広域地方計画の策定・推進」でございませう。

冒頭、構成部で申し上げましたように、この第3部は、全く新しい試みと言ってもいいかと思うパーツでございます。まず、柱書きの中の第2段落、「第3部では、独自性のある広域ブロックの形成に向けて、広域地方計画の策定・推進に関する指針等を示すこととする」ということでございます。

第1章は、「基本的な考え方」ということで、法制定以降の広域地方計画の役割その他を述べてございます。

引き続きまして、110ページの第2章をご説明したいと思います。

第2章「独自性のある広域地方計画の策定」でございますが、「本計画が目指す多様な広域ブロックが自立的に発展する国土及び美しく、暮らしやすい国土の実現に向けて、各広域ブロックがそれぞれに独自性の高い計画を策定していくことが期待されるため、広域地方計画の策定にあたっては、計画期間等の基本的な枠組みは全国計画を基本としつつも、その内容については、方針及び目標の設定の仕方も含めて、地域の独自性を強く意識したものとすべきであるということなんです。

このような観点から、以下では、計画策定の手順にしたがってそれぞれ検討に取り組まなければならない事項を示すとともに、全国計画に示された基本的考え方を具体化する観点から特に留意すべき視点を示すこととする」という書き出しでございます。

第1節「広域地方計画策定にあたって必要な検討事項」として、3点まとめてございます。1つは、地域の現状分析に基づく地域特性の把握をぜひやっていただきたい。広域地方ブロックが持つ地理的・経済社会的・文化的条件等における地域特性を明らかにし、それを踏まえた独自性のある地域発展の方向性を描くことが極めて重要。具体的には、各種データ整備を行って、それに基づいた分析を行う。これによって当該地域の強みばかりではなく、弱みも十分に踏まえて地域発展の方向を検討する必要があるということでございます。

②としては、「地域の発展に向けた独自の地域戦略の立案」でございます。このところでは、第2節でさらに書き込みがございますので、そちらでご説明したいと思います。

③「地域の独自戦略に基づく重点的・選択的な資源投入」でございます。「広域ブロックにおいて、関係主体の合意と適切な役割分担の下、地域整備のための具体的な各種の事業・プログラムを立案・実施していく必要がある。立案にあたっては、事業・プログラムの広域性、戦略性、総合性及び実効性に留意しつつ、限られた資源、人的資源等を最も有効に活用する観点からの重点的・選択的な資源投入が求められる。また、実施過程における実効性を担保するための適切な推進体制及びモニタリング体制について検討しておくことも重要」とさせていただいております。

次に、第2節「地域戦略の立案にあたっての視点」ということでございます。

①としては、「国土における自らのブロックの位置付けと東アジアの中での独自性の発現」ということでございます。地域のアイデンティティを認識・共有するためには、東京など国内各地域との比較の視点にとどまらず、東アジアの中でどのような独自性をその地域が発揮できるかという視点を持つことは重要であるということです。その上でアジアにおける競争力のある産業集積の強化や特色ある文化・観光資源の活用、あるいは国際機能の強化などその地域にふさわしいものをしていく、こういうことを述べてございます。

「例えば」、産業強化の観点からのさまざまなアプローチの仕方、また、文化面においてもしかりというようなことを例示として述べてございます。

次に、112ページでございますが、②「ブロックの特性を踏まえた域内の各都市や地域の連携方策のあり方」ですが、ブロックそれぞれに持っている都市・地域の構造は異なり、また、さまざまな違いがございます。そのようなことを背景にしながら、どういう戦略を選択していくかということでございます。

「例えば」、2つここでは入れてございますが、公共サービスの確保においても、1つの拠点に多様なサービスを集積させるというやり方もありますが、一方で、都市間連携によって医療などでは成功例も既に見られるように、複数のネットワークの中で全体のサービスを維持していくということがあり得ます。

また、段落が変わりますが、維持・存続が危ぶまれる集落の将来像の検討を行う際にも、それぞれの地域の集落の形態が地域によって異なりますので、それに合わせた対策が重要であります。また、このような検討が必要な集落の存在場所が県境エリアに多いことにも留意が必要と書いてございます。

また、③「全国共通の課題に対するブロック独自の対応策」は、②でも述べましたが、地域の創意

工夫と切磋琢磨の中でそれぞれの地域がそれぞれの特長を出していくことが肝要であるということです。「例えば」、広域ブロックゲートウェイのこと、また、観光振興のこと、さらには環境面のことを例として挙げさせていただいてございます。

113ページに中身が入ってきておりますが、最後に④として「それぞれの広域ブロック固有の課題への取組」ということで、それぞれの固有の課題について必ずしも全国計画で網羅的に書いていないものも多々あると思います。例えば閉鎖性水域、積雪寒冷の地域、それぞれあると思いますので、そういうことについても、ぜひしっかり取り組んで特色を出してほしいとしております。

なお、資料2-2に、以上述べました素案にかかわる参考図表をまとめてございますので、適宜ご活用いただければと思います。

国土形成計画に関します報告の素案のご説明につきましては、以上でございます。部会長、よろしくお願いいたします。

【森地部会長】 ありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思います。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。どうぞ、武内委員。

【武内委員】 この全体の中身についてということではないのですが、前回の国土計画、「21世紀の国土のランドデザイン」の中で、「国土軸」といったものを非常に強く打ち出していて、それを今回はむしろ「広域圏」という形に切りかえたこと自身は、私は結構だと思うのですが、全体として見ますと、軸的な要素がほとんど消えてしまって、圏域と圏域の関係をどうつないでいくのかというようなところについても、このままの記述ですと、都道府県の人たちがこれまで軸をベースに様々な構想を考えてきましたので、その辺、混乱するのではないかという気がします。

ですから、こういう広域ブロックを前提としつつ、さらに交通ネットワーク等を活用しながら従来の日本海国土軸的なものを引き続き発展させていくという理解がより強調されたほうがいいのではないかとというのが私の印象です。

【森地部会長】 ありがとうございます。

何人かの方からご発言いただいた後、ご回答いただきたいと思います。武内委員の今のお話について、9ページの中ごろに記述がございますので、それなど見ていただければと思います。

どうぞ、大西委員。

【大西委員】 手短かに4点申し上げたいと思うのですが、1点目は、全体のこの計画の位置づけに関することであります。幾つかこれから意見を言うのですが、全体としては、私は賛成するところが多いので、ぜひこれを政府の重要な政策として位置づけていただきたいと思いますと思うのですが、そのために

は、今回は国土交通大臣がつくるということになっておりますけれども、前回までの計画は、総理大臣に最後に報告して閣議で決めるという手続をとっていたように思います。今回、法律が変わったので手続が変わると思うのですが、ぜひ政府の重要な政策決定の場である経済財政諮問会議に報告をして、総理大臣に対する報告もそこで行い、毎年6月の「骨太の方針」作成にぜひ反映させるという格好でこの計画をきちんと政府の計画の中に、政策の中に位置づけていくことが必要ではないかというのが第1点です。

2点目は、ブロックが今回、広域地方計画の重要な役割をしているわけですが、103ページ以下、最後に説明いただいたところで詳しい説明がありますが、今までも全総計画の中でブロックの計画があって、必ずしもそれがブロックの方向をリードしていくということにはなっていなかったと思います。県中心の行政に少し足されるという格好で補足的な役割しか果たせなかったのではないかと思います。

今回も、制度全体は都道府県制が変わっていないので、そういうおそれがあります。そこで、ブロックの計画は行く行く道州制ができたときの道州の計画という格好で発展していくことがないと、ほんとうにこれが責任ある政府のもとで地方政府のもとで実現され、実施されるということにはならないと思います。

道州制の議論が一応のタイムテーブルをもって進んでいるということでもありますので、ここでは道州制の議論とどのように関係を持つのかという記述をぜひ入れていただきたいと思います。道州制がどうなるかというのはこれからの議論ですから、結論は書けないと思いますが、政府の中で行われている議論とブロックの計画がどういう関係を持つのかを書き込むことが必要ではないかということです。

3点目ですが、地域間格差が大きな議論になっており、「均衡ある発展」が9ページあたりに記述があるとおりに全総計画でも、今回の計画でも、かなり重要な概念であるというのはいいことだと思っているのですが、具体的な展開が見えにくい気がします。

格差是正のためにどうしていくのか。従来であれば人口移動と地域の地方の経済発展という2つのやり方をもって、結果としては格差が減ってきたということですが、人口移動がこれ以上とりにくくなっている。人口移動すると、絶対的に地方が、人口が減少したり、集落が消滅したりという問題に直面しているわけですから、より地域振興という観点を強めなければいけないわけです。しかし、大都市で行ったような規制緩和型の振興策が地方ではとりにくいわけですし、やはり公共、財政と民間の投資等をうまく連動させたような政策が必要だろうと私は思っているわけですが、そういうことを含めて、格差をどうやって埋めていくのかという、「均衡ある発展」を受けた、9ページ

の記述などを受けた具体的な施策をわかりやすく書く必要があるのではないかということです。

4点目は、「テレワーク」という言葉が5ページに出てきますが、具体的な施策の中でこの言葉があまり展開されていない気がします。「多様な働き方」ということでITの活用を含めた「テレワーク」という記述があると思うのですが、総理大臣の演説の中では、9月と1月の中で「テレワーク」という言葉が使われて、政府の政策の中で重要な役割を果たしつつあると理解しておりますが、45ページあたりになるのか、全総計画の具体的な記述の中でも、ぜひ含めていただきたい。

以上であります。

【森地部会長】 ありがとうございます。

どうぞ、奥野委員。

【奥野委員】 全体として、これは大変大部なものでございますけれども、読みやすく書かれておりますし、メッセージはよく伝わってくると感じております。1つ印象になりますが、地方における文化の伝承ということについて、一言発言させていただきたいと思います。

大都市からいろいろな新しい文化が作り出されて、世界的にも発信されているわけでありましてけれども、日本の文化の源流は、やっぱり地方の中小都市、今は地方の中小都市になっているところ、それから農山村、そういうところにあるのだらうと思います。私、名古屋に住んでおりますが、ものづくりの源流などを見ましても、やはりそういうところにあるのだらうと思います。

それから、ご案内のように、今、各地域では、地域ブランドづくりを随分熱心に進めておりまして、これは地域振興の1つの柱になっておりますけれども、農山村などにある文化をブランドにしているという例が非常にたくさんあると思っております。

今回、地方の文化の伝承に随分触れられていると思っております。特に61ページから64、5ページのあたりはそういうところを中心に書かれておりますし、いろいろなところに散りばめられて、随分工夫されていると思います。46ページからの第2部第1章第5節の「地理的・自然的・社会的条件の厳しい地域への対応」というところがございます。ここも教育文化施設の整備、「文化の保存」等々の言葉が出てくるわけでありまして、この目的がそういう地域をどう支援するかということで書かれているのは理解いたしますが、できれば暮らしが成り立つようにして地域の文化・固有の文化を伝承するのだという表現が頭のほうに1カ所でも入っていると、ここの持つイメージは随分変わってくるのではないかという気がいたします。

先ほど申し上げました全体としていろいろな文化ということが各所に散りばめられておりますし、結構だと思っておりますが、またブラッシュアップをしていくときに配慮できる部分があれば配慮していただければと思います。

以上です。

【森地部会長】 ありがとうございます。

どうぞ、林委員。

【林委員】 ここまでよく整理されてくると、全体のことがよく見えてくるのですが、ここでこういうことを入れたほうがいいのではないかと思います。それは、7ページあたりからその必要性が書かれていると思いますが、8ページに「新しい国土像」というのがありまして、人口減少下における初めての国土計画であるということを冒頭の「はじめに」でもうたっているわけですね。そうすると、それに対応するこの「国土像」の非常にいい言葉として「日本ブランドの国土」それから「アジアに開かれた国土」とあります。書き下すのだったら、いわば「人口減少適合型国土」とか、あるいは「人口減少に適合した国土」、そういうものが「国土像」として1つここに入ってきてもいいのではないかと思います。それが1つ目です。

次に、31ページに非常にいい概念だと思いますが、「国土基盤ストックのマネジメント」という項目があります。このところに、公的な社会資本だけではなく、民間をどのように involve するかという意味で、民地、それもストックであるという、その辺の民地側の重視というようなものが書かれるといいと思っています。

以上です。

【森地部会長】 ありがとうございました。

どうぞ、関根委員、それから鬼頭委員、來生委員の順番にお願いします。

【関根委員】 非常にわかりやすく、よく理解できる形になってきたととてもうれしく思っております。

ただ、私、情報通信系の専門としては、GPS、GIS、そういった言葉はよくわかるのですが、ところどころ国土交通省用語かしらと思えることが幾つかございまして、一般の方にわかるのかなというところが出てまいります。

例えば「DCP」という言葉は、残念ながら存じ上げていませんし、「圏域のGIS」ということも初めて聞いた言葉だったんですね。前半のほうでは、IT用語は下のほうに注釈がついていて説明があったのですが、私のように経済産業省や総務省の委員をやっているメンバーからすると、国土交通省の用語でよく知らないのもありますので、専門外の方にもわかるように、例えば初出だけフルスペルをつけていただくとか、下に注釈をつけるか、もしくは、最後に用語集をつけるような形で説明していただけると、わかるのではないかという気がします。

それと、同じようにして用語の使い方ですが、例えば43ページの(3)の「都市と農山漁村の共

生・対流」ですが、これも、「対流」と言うと、何となく海の流れのような気がするので、「交流」でもいいのではないだろうかと思えますし、41ページの上のほうの「被害ポテンシャルが高まっている」という言葉がありますが、これは意味はわかるんですけども、まあ「被害の危険性が高まっている」というような言い方でもいいのではないかというような、いわゆる国土交通省独特の言い回しというものがところどころ気になりますので、ぜひこのあたりも一般国民のわかりやすいようにしていただければと思います。

以上です。

【森地部会長】 どうぞ、鬼頭委員。

【鬼頭委員】 かなり完成度が高くなってきたという印象なのですが、先ほど「人口減少適合型社会」というようなご発言があったとおり、私もそれについてもう一つ、選択肢としてもっと現実的に示すべきことがあるのかなと伺っておりました

それは、今、各地域の人口減少に対応しようということで、具体的な提案や方向などが示されているのですがその選択肢の1つに再定住というか、人口の再配置というのをもっと踏み込んでいいのでは、あるいは、そうせざるを得ないということをはっきりうたってもいい部分があるのではとっております。大都市圏については、確かにベッドタウンから都心への回帰ということがありますがけれども、その辺、ご検討いただきたい。ただ、これは地域の利害関係を考えると、非常に難しい。とにかく今のコミュニティ維持ということが最優先されるべきだろうとは思いますが、現実問題としてそういう研究も進める必要があるのではないかとということです。

それから、もう1点は、非常に細かい話なのですが、「ランドスケープ」という言葉がありまして、「美しい国」を具体的にどうとらえるかというときに、とてもいい概念だと私は思っております。

ところが、95ページの説明、それから23ページの注を見ますと、いま一つわかりにくいので、特に95ページでは、「認識」という言葉が2つ出てくるということなど、この辺、もう少し砕いてわかりやすくしていただけると、「ランドスケープ」という概念が非常にはっきりと受け取られるのではないかと考えます。

以上です。

【森地部会長】 どうぞ、來生委員。それから中澤委員、お願いします。

【來生委員】 1点だけ。47ページの離島地域の記述で「また、」の下の「排他的経済水域の保全等の面で特に重要な」というくだりがありますが、非常に国境離島の重要性はあると思うのですが、この記述だと、有人の国境離島だけがその対象になっているような記述になっているように思わ

れるのです。有人の国境離島と無人の国境離島で問題のありどころはかなり違うような気がして、有人であるのは地方自治体がそれなりに住民との関係でいろいろな機能をするけれども、無人の国境離島はどこかの地方自治体には属しているが有人の国境離島以上に国が積極的に維持していくということがなければ、この「排他的経済水域の保全」というような観点で十分ではないのではないか。そういう記述を入れるようにご提案申し上げたいと思います。

【森地部会長】 では、中澤委員、お願いします。

【中澤委員】 総論的な意見ですが、全体には大変すばらしいものだと認識いたしております。

ただ、この「地域づくり」というような状況で言ったときに、国土交通省の管轄だからなのか、「健康」のキーワードが1つも入っていないですね。やはり地域は人間ですから、やはり人間が健康になるということの問題、それから昨今の医療費の高騰の状況から、今後の考え方を見た場合に、健康に関する考え方は非常に重要なのではないかと。

それからもう一つは、省庁の管轄の差なのかなと思うのですが、やはり「国土をつくっていく」という中における教育の観点は今いろいろな問題があるわけですが、こういったことにはあまり詳しく触れられていない。もちろん、それぞれの管轄があるということから致し方ないことなのかなと思うのですが、やはり「新たな公」、「地域をつくっていく」という中において、社会性をつくる基盤をきちんとつくらないと、幾ら言ってもその状況になっていかない。そのような上においては、教育のあり方もかなり重要だと思いますし、現状における国民の健康、食育などの考え方を地域づくりの中において考える、人から見た国土という意味においてはかなり重要な点ではないかと思えます。ただ、管轄からいくとすると、非常にタッチしづらいものだろうなということはわかるのですが、やはり総合的な計画をつくる場合には、指摘をしていく必要性はあるのかなと感じました。

【森地部会長】 金井委員、垣内委員、それから中村委員、お願いします。

【金井委員】 非常に多岐にわたるテーマをわかりやすくまとめていただいているというのが率直な感想でございますが、2点ほどお願いしたいことがございます。

1つは、「新たな公」の概念ということが今回はかなり強調されているわけですが、その担い手の育成なり確保ということについて、この中でも触れられておりますが、若者をどうするかいろいろあるのですが、この計画自体が10年のスパンで考えられていることから、担い手の確保という意味合いで、いわゆる団塊の世代をどう取り込むかということがかなり大事な意味を持ってくると思えます。また、そこがうまくいけば十分機能するようなことにつながるのではないかと感じていますからその辺をもう少し inspire するような形で、ぜひ参加してほしいというニュアンスを計画の中に織り込んでいただくといいのではないかと思います。

それから、2点目は、観光について先ほどご説明がありましたように、非常に重要な事柄として取り上げていただき、そこに関与する者としては非常にありがたいと思います。ただ、この中の記述の仕方ですが、どちらかというと外国から来ていただく観光ということがかなり強調されており、それはそれで非常に大切なことだと思えますが、日本人がもう少し日本の国土や資源などをよく知って、いろいろ個人が発信できるような形につなげていくということも非常に大事な要素ではないかという感じがいたします。一部は触れられておりますけれども、もう少しそのところを書き込んでいただくとありがたいという感じがいたします。

以上です。

【森地部会長】 どうぞ、垣内委員。それから中村委員、お願いします。

【垣内委員】 全体を通じて新しい領域にもバランスよく織り込んで記述されていて、大変よくまとまっていると思うのですが、2つだけコメントさせてください。

1つは、101ページ(3)の「資金の小さな循環」のところですが、これは非常に重要なテーマだと私は思っており、ここの中にもさまざまなその仕組みが細かく具体的に書き込まれているのは非常にわかりやすくいいと思うのですが、そこに1つ、政府のインセンティブ、とくに税制のようなことや、民間の動きをサポートするような役割を政府が担うという部分についてもそういう、少し触れていただけたらいいと思います。

アメリカの例を出すまでもなく、フランスでも最近ではメセナのために抜本的な税制改正を行ったということも聞いておりますので、「税制」と書くのか、あるいは「開設支援」という形で政府が民間をサポートするというように書くのか、それはお任せしたいと思いますが、その部分についてもちゃんとここでも触れていただければと思います。その後の行政の役割についても書いてありますが、(3)のところはとても重要なことだと思いますので、少しオーバーラップしますが、政府もあわせて協力をするというようなスタンスで書かれてはいかがでしょうか。

それから、もう一つが、50ページから51ページの教育や学術の部分はあまり書かれていませんで、多分、ここが唯一詳しく書かれている部分ではないかと思うのですが人的社会資本として非常に重要な部分だと思います。(1)の中ほどのところに大学とか試験研究機関は非常に重要な資源である、(2)の「基盤の強化」で、若手研究者の自立支援のために競争的資金の拡充などを行うと書かれているのですが、実際、現場を見ても、非常に厳しい定員削減の中、ドクターを取られた方々が、事実上ポストがなくてその後の研究が継続できないという、非常に残念な現状があるのではないかと思います。スリム化も必要なのかもしれませんが、このままでは将来、非常に先細っていつてしまうのではないかという不安がありますので、その次のパラグラフでは「施設・設備」、「情報

基盤の再生・改修」、「重点的な整備」の箇所に「人的基盤」というか、必要な人材の確保のようなところを少し書き込めないかご検討いただければと思います。

以上です。

【森地部会長】 では、中村委員、お願いします。それから西村委員、お願いします。

【中村委員】 この計画は、我々の国の現状を踏まえて、それからあり得る、そこから出てくる方向を多くの人々が納得できるような形で示したということで大体よくまとまってできてきたのではないかと評価するわけですが、ただ、我々がやりたいのは計画案を書くことではなくて、その計画を実現するというか、要するにいい国をつくることであるわけです。そのような立場から見ますと、30ページぐらいから書かれている「計画の効果的推進」というところは極めて大事であるにもかかわらず、我々はこここのところをたっぷり議論したという記憶はないわけです。

特にこの第2節なんていうのは、私は大変重要な節であると思っているわけです。どういうことかという、このような長期の計画をやっているときには、常にそれを途中で見直ししながら、ローリングという形でその方向を修正しながら進めていくことが大事になる。そうしたとき、常に、今まで来た道やこれから行く道をいろいろな形のデータで表現し考えていく作業は大事になるわけで、これは国土計画局が恒常的にやらなければいけないとても重要な仕事だと思います。この10数年から20年に1度の計画案をつくるだけが国土計画局の仕事でなくて、常に恒常的に日本の状態をチェックして、その方向を見定めていくという仕事であるわけです。

そのようなことから考えますと、この「モニタリング」と言っているところはとても重要な。

この重要なところで私は2つ程お願いをしておきたいのですが、1つは、市町村合併をして統計データが、これから先混乱していくことが予想されるわけです。今まで比較的小さな市町村単位でとられていたデータが、幾つもまとまって1つのデータとして出てくる。新しい都市の中では、何百平方キロ、あるいは千平方キロ以上にもなるような大都市が出てくるわけで、そこには熊も出てくるところもあれば、ビルの建っているところもあるわけですが、それらがみんなならされた形で出てくるようなデータが氾濫しかねない。そうすると、何もわからなくなるわけです。そのためにも、市町村合併があっても、これまでのデータをうまく保持することをやっていかなければならないということが1つあるわけです。

それともう一つ、これは提案ですが、そうしたデータ整備、モニタリングをやられるとき、ひとつお使いになったほうがいいだろうと思うのがあるわけです。それは、カルトグラムということです。

「カルトグラム」なんてあまり皆さん聞き覚えはないかと思いますが、要するに現実の地図をいろいろな統計データによって変形して表現していく方法であるわけです。

例えば東京は非常に狭い。しかし、人口からいうと、東京は猛烈に大きな面積の円になってくるわけですが、一方、秋田県は、面積は非常に大きいですが人口は大して多くないことから面積としては小さくなっていくというようなことであるわけです。これは面積です。あるいは、長さでいうならば、新幹線ができると、今までの実際の距離よりも九州が近くなったり、青森が近くなったりするというような、図でそういうものがありますが、こういうものを活用する。しかも、活用は1度だけではなく経年的にタイムシリーズでもって表現する。そうすると、いろいろなことが猛烈によくわかってくる。そこでのデータは、人口や高齢化率といったものから、失業などの問題、犯罪、いろいろなものが出てくるわけで、このようなものをぜひ国土計画、あるいはそのモニタリングの中に生かしていただければと思います。

カルトグラムというのは、東大の清水先生が盛んにやっており、これは非常に進んだ方法であるので、ぜひ一度お使いになることをお勧めしたいと思います。

【森地部会長】 西村委員、どうぞ。

【西村委員】 全体としては大変よくまとまってきたと思います。今回、初めて2部、3部が明確な形で出され、全体のボリュームとイメージが見えてきたので、大枠の点に関して1点だけ申し上げたいのですが、それは広域地方計画と、この国の計画、それから考え方について、どうバランスをとるかということでもあります。

ご説明にもあったように、広域地方計画は、それぞれのアイデアで、それぞれのフレームで考えるということで、地方の特性を非常に尊重して、むしろそれがいいということですが、その集約として国土があるのだという新しい発想に立っていますね。それは非常に今日的だと思います。

ただ、その問題と、第1部の広域地方計画に投げかける基本的なアイデアで計画論を論じるだけで国の役割が果たせるのか、国と地方の関係をどのように考えるのかということが、ひとつ議論をする必要があるのかなという気がしています。

例えば、今回まだ調整中ということで第2部の第4章がないわけですね。計画論だけの議論とは言いつつも、第4章で、総合的な国土幹線交通体系ということが言われるとなると、これは明らかに、地方の計画に対して、非常に大きな上からのベースになるわけですね。先ほども軸の話がありましたが、ベースになるものと、考え方を示す部分と、両方あるのだと思います。

もう一つは、格差の問題として、ベーシックなニーズはどこまで国の責任として、もしくは国の方針として示すのかという議論をどこまでやるのか。こういう視点を強調すると、今までの全総と変わらなくなってしまって、それは「均衡ある発展」ということで、やっぱり全体的に同じことをやってしまうのかという議論になってしまう。地方の独自性を強調することは非常に重要ですが、さまざま

な手法をどこまで国として認めるのか、また、非常に大きな国土の構造みたいな議論を前提としないといけない部分について、その議論とのすり合わせ、つまりスタンスを、明確にメッセージとして出してこない、今までと変わらないじゃないかという議論をされてしまう。地方の独自性を尊重する形で、なおかつ、国としてやらないといけないものがあるということのバランスを、誤解がない形でメッセージとして出すにはどうしたらいいかということ、感じました。

【森地部会長】 小林委員、お願いします。

【小林委員】 98ページの下から7行目ですか、「中間的な支援組織」の議論が出てきております。全体の文章の意図するところはわかるのですが、ただ、具体的にどう考えていったらいいか、全体を見ると、なかなかわかりにくくなる部分がございます。

【森地部会長】 小林先生、恐縮ですが、あともう時間があまりないので。

【小林委員】 簡単に言います。5行目の「中間組織」というのは基本的に行政から独立したものになる必要があるということが書かれています。例えばアメリカですと、インターメディアリーというのは、「志ある投資」、民間の投資をベースに税制的に優遇されて中間組織にお金を投じ、その中間組織がNPO組織などの活動を支えるという民間ベースの部分の部分がかなり大きいということで、そのことを言っているのかと思いましたが、このような中間的な支援組織や人材の育成は行政が行うのだということが後についております。この辺は整理して表現しておかないと、誤解が起きるし、言っていることがよくわからないので、整理をお願いしたいという1点だけです。

【森地部会長】 それでは、事務局からお答えいただけますでしょうか。

【鳥飼総合計画課長】 承知いたしました。

多数、大変、先々に役立つご意見をちょうだいしてありがたく思っております。

まず、私から総論的なものを順次お答えした上で、各論の部分については、各説明担当官の助けもかりてご説明させていただきたいと思っております。

まず、武内先生の、国土軸というグランドデザインなどについて。国土軸の扱いについては9ページ、「国土像」の中の後半にも書いてございますが、「21世紀のグランドデザイン」で国土軸ができてきたときの軸のイメージは、圏域だと承知しております。その含意は、計画のスペースイメージを都道府県の範囲を越えて変革していくということでもあります。そういう意味では、計画区域の範囲を拡大していくという今回の考え方も非常に近いものがございます。さらに、その軸上に長い圏域がグランドデザインでございましたので、9ページでは、今回考えている広域ブロックの相互連携のあり方の1つとして気候風土、日本の場合は縦に長く気候風土が続いて連結しておりますので、そうい

うことも含めた新しいつながり方の1つとして先々国土軸で議論していたようなつながり方も当然出てくるということです。そういうこともよく踏まえてやっていくことが圏域連結、広域ブロック連結の中で国土軸が生きてくるのではないかと言及をさせていただいております。

次に、大西委員から何点かご提案をいただきました。まず1点、閣議決定計画でございますので、当然、総理大臣も含まれた全員合意はなされます。また、経済財政諮問会議との関係におきましては、内閣府とも現在ご相談しながら進めておりますが、経済財政政策との一体性の観点はぜひ必要なので、内閣府ともよく相談しながら経済財政諮問会議にご相談していくか、こういうことも今後の課題と承知しております。

それから、ブロック計画と道州制の関係でございます。道州制議論の中にも、都道府県を越えて道州制の議論に入っていく理由の1つに、都道府県の中では解決できない課題が増えてきている、広域で処理することが適切なものがあるというような議論がございまして、これは、我々の今考えている広域ブロックの必要性和重なる部分だと思います。

ただ、一方で、道州制の議論は、まさに統治機構全般の議論、ガバナンス、あるいは財政を含めた経営ということで、どういうエリアが適切かという議論に発展していくわけです。必ずしも今回定めていただいような国土計画上の広域ブロック単位と先々の道州制議論とが、どう整合し、違いが出てくるのかということが十分見えていない現状の中で、先生のご指摘のような趣旨をどこまで入れられるか、少し検討させていただくことになるかと思っています。

ただ、今申し上げましたように、ガバナンスのところまで現在書けるかという、かなり難しい点もあるかと思っています。

それから、格差の議論のところ、**「均衡ある発展」**の書き込みというご提案がございました。今回の計画の中では、やはり**「国土像」**のところの後半、ブロックを単位としてアジアの成長を取り入れていくことと、それについて雇用を増やす、うまくレバレッジにして各ブロックの均衡を図っていく、というような考えを示しております。

それから、**「テレワーク」**については、具体的な施策としてどのようなことがさらに書き込めるか研究してみたいと思います。

次に、奥野先生のご提案につきましては、担当の参事官から後ほどご説明していただきたいと思っております。

続きまして林先生のご提案、**「人口減少に適合した国土」**という考え方、これは計画部会の留意事項4点の中の1つが**「人口減少が国の衰退につながらない国土づくり」**ということで、考え方は合っているわけですが、表現の方法としては、皆さんが萎縮するような方角での計画にはしたくないで

す。当然、こういうことを配慮した国土計画にすると文字では書いてございますが、太い字にするときには、少し元気のいいような文字にしたほうが、みんなでやろうよという感じにもなるのかなと思っております。いずれにせよ、このご指摘についてどう対処するか、また考えてみます。

マネジメントの関係、民地の involvement については、後ほど担当の計画官からご説明をお願いしたいと思います。

関根先生のご提案については我々もぜひ心がけたいと思っていて、脚注をつけるなど努力をしますので、引き続きやってみたいと思います。巻末にまとめてということも当初考えたのですが、脚注のほうがその場で見られるので、ある程度は脚注を使いたいと考えています。

それから、鬼頭先生の、人口の再配置議論ということについてももう少し書き込みをというご発言がありました。実は、それが一番厳しく出るところが集落の議論でございます。具体的には101ページにそのようなくだりがございますが、その中で、人口そのものまではいきませが、集落機能をどのように整理していくか、そのときに、現在住まわれている方たちと行政の中でよく議論した合意形成の上でそういう方向を選択するというようなことも議論の俎上にのせていこうなどを記載させていただいております。

「ランドスケープ」については、後ほど担当の計画官からご説明をしていただきたいと思います。

次に、來生先生の無人の離島の関係、これも後ほど総務課長から一言お願いいたしたいと思えます。

引き続きまして、中澤先生のご提案、健康、教育、その他のものもキーワードとして重要ではないかということですが、これはそのとおりだと思います。既に今の計画の中でも、医療へのアクセス、大学、知の拠点と地域との関係などそういうグループが地域にどう貢献していくか、農業や食育について何カ所か記述しております。国土計画でございますので、即地性を持った施策にのってくることが、1つの書きやすい条件になり得ると思えますので、即地性との関係において健康や教育などについて加筆できるかどうか、また考えてみたいと思います。

それから、金井先生から「新たな公」、観光についてのご指摘をいただきました。これについては、それぞれ担当の参事官、企画官のほうでコメントをお願いしたいと思います。

垣内先生からは「小さな資金循環」、これについてご指摘がございましたが、これも担当参事官からご発言をお願いしたいと思います。

それから、学術について詳しくというご指摘、これは先ほどの中澤委員のところのご説明とも重なりますが、そのような観点と即地性が極めて重要視される国土計画との中でどこまでやれるか、再度考えてみたいと思います。

中村委員からのご指摘については、まさにごもっともだと思います。計画的・国家的な推進の議論を特にやっていくことは中間とりまとめからのかねてよりのご議論でございます。そういう観点で中間とりまとめに相当まとめていただいたわけですが、引き続き検討していきたいと思います。計画をつくるまで、そして、つくった後の推進体制をどうするか、恒常的に日本の国土をウォッチしていくにはどうしたらいいかなどがテーマだと思いますので、その手法なども今後の課題かと思えます。

それから、町村合併の結果、統計データの古いものと新しい市町村で連続性が途切れるというご心配ですが、これは以前にもご指摘をさせていただいたところで、32ページにそのようなことについての懸念は若干触れさせていただいておりますが、引き続き具体的にどうするのかということも含めて検討を進めたいと思います。

それから、カルトグラムの件については、先ほど申し上げた国土のウォッチ、国土の定期観測というようなことをチャレンジしていくに当たっての有効な手法として研究させていただきたいと思えます。

次に、西村先生から、国と地方の関係が指針性だけでいいのかどうかというようなご指摘がございました。これについては、国が具体的にどこまでやるのかある程度明示した上で広域地方計画に入っていくというようなご提案が地方からもございます。そのようなことについてどこまで国のほうでやることをしっかりと、明示的に書いていくかについて研究をしていきたいと思えます。また、10ページ、11ページのところに今回書き加えてございますが、「自立的な広域ブロック形成に向けた国と地方の協働」という中の2つ目、3つ目、「広域ブロックの自立的発展に向けた国の支援」のスタンス、それから「地域戦略の展開のための環境整備」ということで、少し芽出しをしております。ここをさらにどのように書き加えができるかが検討課題になるのではないかと考えます。

それから、最後、小林先生の間接支援組織の関係、これも担当の参事官からご対応させていただきたいと思えます。

私からは以上でございます。

【森地部会長】 ものすごく重要な議題がありますので、「検討する」「同意します」ということは、もう答えなくて結構です。「嫌だ」ということだけ言ってください。（笑）

【鳥飼総合計画課長】 では、そういうことでお願いします。

【山本総務課長】 來生先生からの国境離島の話ですけれども、国境離島には無人のものと有人のものがあるというのは、前提といたしまして、85ページ第5節3行目「沖ノ鳥島を始めとした国境離島の管理」で国境離島には両方あることは十分踏まえてございます。ご指摘の47ページのところは、条件不利地域としての離島について触れておりますので、有人のものに限って書いているという

ことでもよろしくお願いいたします。

【野村参事官】 私の関係では、奥野先生の条件不利地域に係る文化の件、金井先生の、特に団塊の世代がエンカレッジする必要性、垣内先生の資金循環に係る税制等の間接支援、小林先生の中間的支援組織、いずれも表現等々、あるいは考え方がきちんとなるようにブラッシュアップしていきたいと思っております。

垣内先生みずからおっしゃっていただきましたけれども、「税制」という、ワーディング自身が少しさわる場合もあるかもしれませんので、そこは書きぶり等について、関係方面と調整の上、考えていきたいと思っております。

以上です。

【森地部会長】 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

中村委員が冒頭言われたことと、西村委員の言われたように、これから向かってやることについては、私自身としては「はじめに」と同じように、「おわりに」というところで強制的に書くようなものも1つの案ではないかと思っております。事務局と相談しているところでございます。また案ができましたら、ご検討いただきたいと思っております。

それでは、もう一つでございます。国土利用計画に関する報告（素案）について、専門的に調査されてきた持続可能な国土管理専門委員会の小林委員長より議論のポイントをご説明いただき、その後、事務局からご説明いただきます。

【小林委員長】 専門委員会の委員長を務めておりました小林でございます。

今、ごらんいただいた資料2-1の33ページ第4節に書いてございますように、国土利用計画法に基づく国土利用計画が今回の国土形成計画と一体的につくることになっておりまして、基本的な考え方を「国土の持続可能な国土管理」という言葉で表現しております。その「持続可能な国土管理」についての専門委員会で議論し、前回、項目立てだけをここでご紹介いたしました。今回は、素案という形で本文が作成されましたので、それについて深澤計画官からご紹介いただきたいと思っております。お願いいたします。

【深澤計画官】 それでは、資料3-1、資料3-2、それから参考資料3と4をお持ちください。資料3-1が本文でございますが、参考資料4が概要、ミニチュア版でございます。基本的には参考資料3でポイントをご紹介したいと思っております。

第一に、国土利用計画が何たるやというところをもう一遍おさらいさせていただきたいと思っております。資料3-2、ポンチ絵がある1ページをお開きください。

パワーポイントのシートであります。国土利用計画の役割」という体系図がございます。これ

は国土利用計画法のいわば体系でございますが、真ん中の3階建ての緑の部分が「国土利用計画」で、一番上が「全国計画」の素案でございます。

国土利用計画の役割は、左半分に記載されている土地利用基本計画や、それを介しての土地取引の規制や、個別規正法による措置、このようなものに対する最も基本的な指針であるという側面が強いものでございます。

シート右側記載の「国の各種計画」、この中に国土形成計画も入っております。法律の関係でいえば、国土の利用に関する部分については国土利用計画が基本となって国土形成計画を策定するという関係でございます。

大まかに整理いたしますと、私有財産である土地に対する土地利用の調整や、土地の取引規制などに対する最も基本的な指針が国土利用計画でございます。それに対しまして、主として地域と施設・整備、施設・整備に対する基本的な指針が国土形成計画です。施設・整備と私有財産である土地に対する調整の指針、これが車の両輪となって国土の空間形成を図っていく、このような役割分担とご認識くださればと思います。

それから、国土利用計画は、国土形成計画を含む国の各種計画の国土利用に関する基本という性格もありますので、基本的には個別の施策は書かない、比較的理念性の高い記述でございます。

国土利用計画法が49年にできまして、3回にわたってつくってまいりました。今回は、国土形成計画法の施行に伴い、国土形成計画と一体で第四次計画を策定する作業を進めているというところがございます。

以上が国土利用計画の大まかな役割でございまして、それを念頭に置いていただきながら、参考資料3をごらんください。

かいつまんで申し上げます。参考資料3の一番上に「フレーム」という枠がございます。国土利用計画は基準年次と目標年次を定めます。平成16年と29年を目標年次といたします。それから、目標年次におきます人口とか世帯数、地域類型、国土の利用区分、農用地、森林、宅地、三大都市圏と地方圏、このような設定をいたしまして、それらの枠に基づいて国土利用の基本方向を示すという性格のものでございます。

その下の枠が幾つかありまして、一番上の大きな枠が、いわば基本的な考え方に相当する部分でございます。基本的な考え方も2つに分かれておりまして、状況認識である「国土利用をめぐる基本的条件の変化」、その状況認識を踏まえまして今後どうするかというのが小林先生からおっしゃっていただいた「持続可能な国土管理」という構成でございます。

もう一遍戻りますけれども、上から3段目の大きな枠は、そのような基本的な考え方を受けて地域

類型別にどう考えるか、あるいは利用区別にどう考えるかというふうな枠でございます。

基本的な考え方に戻ります。基本的条件の変化、枠が6つございます。一番左上の枠、これは量的な側面をあらわしております。人口減少・高齢化であるけれども、世帯数が当面増える、あるいは、経済の状況も緩和するということをかながみますと、全体として市街化圧力は低下するけれども、地域によって新たな集積が引き続き出てくるというふうな認識を示してございます。

それから、真ん中の枠は質的な側面でございます、地震や温暖化のことを考えますと、国土利用のさらなる質的向上が必要であるということでございます。

それから、一番右の枠ですが、これは後で申し上げます。

もう一遍下の枠に入りまして、持続可能な国土管理の下にある枠は、量的な側面で新たな集積があるということから、土地需要の量的な調整が引き続き必要であるという方向性でございます。それから、真ん中の枠は、質的な向上の観点として、安全・安心、循環と共生、美しさの重視、このような観点で質的向上を図っていく必要があるということでございます。

実は、この2つの列は、三次計画におきましても同様の趣旨であり、もちろん、最近の状況にかながみて変更しておりますけれども、枠組みは既に三次計画であったものでございます。

一番右側の国土利用について地域での創意工夫が重要ということでポンチ絵を用いてご紹介したいと思います。

先ほどのポンチ絵の上から4枚目でございますが、「国土利用の総合的なマネジメントについて」という枠がございます。これを用いながらご紹介したいと思います。

例えば状況認識ですが、左上で中心市街地の低未利用地の発生と、都市郊外での大規模集客施設の立地、このようなものが場合によっては行政界もまたいでお互いに連動するという状況が増えてまいりましたので、それに対処する必要がございます。

また、人々の身近な空間に対する参加意識が非常に高まってまいりましたのでこの部分についても適切に対処していく必要があると思います。あるいは、地域外の人も含めた地域の土地利用に対していろいろな関与が増えてきている。このネガティブな部分は不在地主の増加だと思えます。

成熟社会におきまして土地利用を大きく変更することではなく、むしろ人々のミクロな合意を形成しながら前進的に土地利用を変更していくことがより求められるような時代になってきたということでございます。

このような各種の側面をとらまえて、かつ、地方分権の推進、特に土地利用関係の諸制度の地方分権の推進を踏まえて、地域において国土利用についてより創意工夫が重要になってきたという認識を、今回、改めて光を当てて明記して、新章としてつけ加えたものでございます。

それを受けまして、今後、「国土利用の総合的なマネジメント」という観点がより求められてくるという記述をしてございます。すなわち、土地利用相互が非常に関連性を持つてくるとか、あるいは、ミクロな合意形成を柔軟にやっていく必要があるとかということを書いてあるところがございます。

このような基本的な考え方を踏まえまして、都市、農山漁村、自然維持地域など類型別に方向性を示している。これは形成計画の部分とある種ダブる部分でございますが、それを土地利用という側面から記述してございます。集約型都市構造ですとか、農村景観ですとか、このようなことの記述を充実させました。

参考資料3の縦長の資料の真ん中ぐらいに「地域類型別の基本方向」、「利用区分別の基本方向」、これは縦横の関係でマトリックスの関係ですが、農用地、森林、原野、などの利用区分別にどのような土地利用の基本方向であるかを記述してございます。例えば、「市街化区域内農地の保全を視野に入れた計画的利用」、「大規模集客施設の適正立地」、「工場跡地等の再利用」「住宅ストックの質の向上」、このような今日的な記述をつけ加えて充実を図ったものでございます。本来であれば、このような土地利用の基本的な方向を踏まえまして、国土の利用目的に応じた区分ごとの面積目標を今後示していくわけですが、まだ作業が継続中でございますので、本日は検討中ということでございます。また、後日ご審議をお願いしたいと思います。

それから、一番下の枠ですが、面積目標を達成するための「措置の概要」という部分も計画のパーツでございます。これにつきましても、「国土の保全と安全性の確保」等々、10項目につきまして記述がございまして、今日的には間伐による森林の管理水準の向上や、景観の計画的取り組みの記述などを充実させてございます。新規といたしまして、冒頭申し上げました「地域での創意工夫」、「国土利用の総合的なマネジメント」、それに対応した「地域の取り組み事例に係る情報共有」、「調査研究の促進」などの記述を充実させているところでございます。

これが、今回の素案の要点でございます。

【森地部会長】 議論してもらって時間を残さないで。

【深澤計画官】 まだ若干、検討中のものもございまして、また後日改めてご審議いただくこともございますが、本日は以上でございます。

【森地部会長】 それでは、ご発言をいただきたいと思っております。

どうぞ、大西委員。

【大西委員】 先ほど、自治体の合併で広域の市町村ができたという中村先生のお話がありました。政令市になった浜松市は1,500平方キロあって80万人ぐらいの人口ですが、DIDの面積

はごくわずか、人口も半分程度で、つまり山の上の旧水窪町まで、浜松市になったということです。政令市というのは、当然、権限が移譲されるわけですが、この土地利用に関しては、都市計画に関する権限はかなり分権化されているけれども、浜松のような多様な土地利用があるところすべてが政令市の浜松市に権限移譲されているわけではありません。跛行性があるということです。そういう観点からいくと、土地利用については、制度上まだ解決すべき課題があるので、それは五全総では「国総法と国土利用計画法の抜本の見直しを行う」というふうにしたわけです。ご承知のように国総法については、新しい名前になって、ほとんどの条文が変わったという意味で抜本的な見直しが行われましたが、国土利用計画法は関連修正といいますか、抜本の見直しとは程遠い微修正に終わっていると思います。

私は、この点が積み残されていると前から主張しておりまして、今回ご説明いただいたものは、設定した枠の中で詳しく整理されていると思いますが、期待に対してこたえていないと思います。ですから、この積み残された制度上の、つまり国土利用計画法の抜本の見直しをいつやるのかとか、あるいは、現に起こっている土地利用問題で、1つの自治体が自分の地域全体の土地利用計画を制度上完全に分権化されてコントロール、マネジメントできていないという問題について、具体的にどのように制度変更していくのか等の内容面の議論が残っていて、これから平行してやっていくということを初めか終わりか問いませんが、ぜひ計画報告の中に書き込んでいただきたいと思います。

以上です。

【森地部会長】 ありがとうございます。

どうぞ、いかがでしょうか。

【林委員】 関連しますが、都市計画関連の法制や大都市圏法というものが、これと非常に関連しているので、そのあたりとの関係やこの国土形成計画の改定に伴った、まだ改定していないところの改定というようなことの関連をどこかで書いておかないと、非常にわかりにくいところがあるのではないかと思います。

以上です。

【森地部会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局からお答えいただきますでしょうか。

【深澤計画官】 大西先生から、「21世紀グランドデザイン」で書かれた宿題についての積み残しではないかというご意見をいただきました。

「21世紀のグランドデザイン」におきまして、確かに国土総合開発法との関連で国土利用計画法

の見直しを行うというふうに私ども考えておりました、その部分につきましては、一体のものとして作成するという措置が講じられたということでございます。私どもとして、このような新しい枠組みの中で、まずは早急に次の計画を策定して、国家関係方面に対する指針として示していくことが重要なのではないかと考えております。

先生からお話がありましたように、今回の素案におきまして、一定程度、地域で起きている現状をよく踏まえた内容にしていると考えておりました、土地利用関係諸制度に係る地方分権の進展なども踏まえた記述にしているのではないかと考えてございます。このような方向を今後助長していくために、先進事例の情報交換や、調査研究を促進していくということを考えてございます。

他方、国土利用計画を進める手法、すなわち国土利用計画法などのあり方につきましては、我が国の土地利用法制度全体に大きく影響することになるものですから、慎重な対応が必要なのではないかと思います。現時点でこれを計画に盛り込むことは、計画の性格からしてなかなか難しく考えておりました、非常に悩んでいるところでございます。今後とも検討してまいりたいと思います。

それから、林先生から、関連で都市計画法あるいは大都市圏法との関係についてのお尋ねがございました。都市計画法との関連につきましては、参考図表の「国土利用計画の役割」というこのポンチ絵がございましたけれども、この中に一番下の段の「土地利用に関する個別規正法による措置」というところで、都市計画と関連がつけられている制度でございます。

それから、大都市圏法との関係につきましては、要は「国の各種計画」、ブルーの部分ですが、これに相当する部分でございまして、このような関係になっているということでございます。

都道府県計画との関係につきましては、ほとんどの県が全国計画の改定を、今、見守っている状況でございまして、全国計画を踏まえて都道府県計画の改定の作業もおいおい始まってくるのではないかと考えてございます。

【森地部会長】 よろしいですか。どうもありがとうございます。

それでは、大変急がせて恐縮でしたが、時間が参りましたので、今日の議論はここまでにしたいと思います。

最後に、当部会の今後のスケジュール等について事務局からお願いいたします。

【鳥飼総合計画課長】 資料4、1枚紙をごらんいただきたいと思います。

計画部会の検討スケジュール（案）でございます。本日が4月6日、最終報告に関する調査審議、3回目を実施させていただきました。

次回は第24回となりますが、最終報告に関する調査審議の4回目といたしまして、前のご報告した計画提案、この計画提案と今日ごらんいただいた素案との関係の整理などについて事務局からもご

報告申し上げ、ご意見を頂戴したいというような形で、素案についての引き続きのご審議をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【森地部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上でございます。大変ご熱心なご議論をありがとうございました。

【山本総務課長】 事務局からご連絡いたしますが、次回の計画部会につきましては、今申し上げましたように4月19日の午後2時から三田の共用会議所で開催いたします。お配りしました資料につきましては、お席にそのまま置いておいていただければ、後ほど事務局から送付させていただきます。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会